

# 令和4年度 当初予算 編成方針

令和3年10月4日

## 1 予算編成の前提となる国の動向について

我が国の経済情勢については、内閣府が発表した9月の月例経済報告によると、経済の基調判断は、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。」との見方を示すとともに、景気の先行きについては、「感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としている。

こうした状況の中、政府が6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、当面は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に全力を尽くし、事業や雇用、国民生活を支えながら医療体制提供の強化やワクチン接種を促進していくとし、次なる時代をリードする新たな成長の源泉として、「グリーン社会の実現」、「官民挙げたデジタル化の加速」、「日本全体を元気にする活力ある地方創り」、「少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現」の4つの原動力が示されている。財政再建の方針については、基本方針2018で掲げた財政健全化目標を堅持するものの、感染症でいまだ不安定な経済財政状況を踏まえ目標年度を再確認し、2022年度から2024年度までの3年間について、これまで同様の歳出改革努力を継続するとしている。

その上で、地方財政に関しては、地方の歳出水準について、「国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とし、一般財源総額実質同水準ルールが継続されることになった。

また、新型コロナウイルス感染症に関しては、国民の命と健康を守り抜く。まずは「安心」を取り戻すため、世界で猛威をふるい、我が国でも深刻な状況にある新型コロナウイルス感染症を1日も早く収束させるとし、政府としては、今後、変異株による感染拡大には最大限の警戒が必要であるが、引き続き、医療提供体制の確保、感染防止策の徹底、ワクチン接種の推進の三つの柱からなる対策に取り組むとしている。ワクチン接種に関しては、希望する全ての対象者への接種を10月から11月までにかけて終えることを目指すとし、行き渡る時期を見据え、段階的に行動制限を見直す方針を示している。

## 2 本市の財政状況と今後の見通し

こうした国内の情勢を踏まえ、本市の令和3年度の財政状況を見ると、市税収入は、引き続き市税の調定動向を注視する必要があるが、当初予算額ベースを上回る見通しであるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度に比べ大幅な減少は避けられず、普通交付税では合併算定替が終了し一本算定となったことや前年度からの繰越金が減少した影響などにより、一般財源総額では例年に比べ厳しい状況にある。

令和元・2年度は、令和元年東日本台風に伴う災害復旧事業と新型コロナウイルス感染症対応として、これまで積み立ててきた財政調整基金から5億円を取り崩して機動的な財政運営を進めてきた。

現在も引き続き、コロナ禍にあり、ワクチン接種など新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいるが、今後も、感染症拡大を防止するための柔軟かつ機動的な施策を推進していく。

令和元年東日本台風災害については、早期の復旧完了を目指しているところであるが、並行して防災・減災対策の実施、老朽化した公共施設の更新・長寿命化や維持管理経費の増加のほか、高齢化に伴う社会保障関係経費の増大など、様々な財政需要が確実に見込まれ、政策的経費に充当できる一般財源の減少は避けられない状況となっている。

人件費については、長野大学の公立化を契機とした学園都市づくりの推進、デジタル化への対応、資源循環の推進及び待機児童解消を図るための保育体制の充実など、行政需要が複雑化かつ多様化する中で、職員数が年々増加してきており、会計年度任用職員制度の導入とあわせて人件費負担が増大している。また、定年の段階的引上げにより正規職員数の削減は見込めないことから、中長期的な観点で事務の効率化を図り、人件費の抑制につなげていく必要がある。

市庁舎改修・改築事業などの大型事業については、公共施設整備基金を活用し、一般財源の圧縮に努めてきたが、多額の起債発行に伴い、起債残高が増加しており、公債費負担の平準化に努めながら、引き続き、各種財政指標に留意した財政運営を進めていく必要がある。

なお、衆議院議員の任期満了が目前に控えており、総選挙が今秋に実施されるが、選挙後に新型コロナウイルスのための追加の経済対策や補正予算の編成も取り沙汰されており、今後の国の動向を注視し、情報収集に努め、市としても迅速、かつ適切な対策を講じていくことが必要である。

## 3 令和4年度予算編成の基本方針

令和4年度は、「第二次上田市総合計画・後期まちづくり計画」の2年目となり、目指

すべき将来都市像として掲げた「ひと笑顔あふれ 輝く未来につながる健(康)幸(福)都市」を一步ずつ前に進めていくため、「SDGs(持続可能な開発目標)」達成に向けた視点も踏まえつつ、引き続き、感染症への対応に総力を挙げて取り組みながら、アフターコロナを見据えた予算編成を行う。

加えて、新型コロナウイルス感染症で明らかになった様々な課題に対処するため、国と歩調を合わせデジタル化の推進を加速化させることや感染症を契機とした地方への新たな人の流れの促進といった変化に柔軟に対応し、地方創生に資する施策にも積極的に取り組むこととする。

また、感染症の下でも変わらない課題として、人口減少・高齢化への対応も先送りせず、こうした影響を将来にわたって抑える取組を総合的に進める必要があることや近年、多発化、大規模化する自然災害に備えるための防災・減災・国土強靱化といった災害への備えにも取り組んでいく。

その一方で、コロナ禍で一変した社会に的確に対応していくためには、一層限られた財源をより効率的・効果的に配分し、施策の着実な推進と健全財政の両立を図る必要がある。市民ニーズを的確に把握することはもとより、当市の持つ地域性や多様性を活かし、魅力ある資源を最大限活用し、市民一人ひとり、また様々な地域づくり団体と連携・協働して、さらに魅力ある地域づくりに取り組んでいくことが重要である。

なお、令和4年3月に市議会議員選挙及び市長選挙が行われることから、令和4年度当初予算は、原則として経常的経費や継続事業などを中心とした「骨格予算」として編成するが、各課からの予算要求は、昨年と同様、通年分の予算要求とする。

予算を提案する市議会定例会が、昨年よりも前倒しの開会となることを前提とした厳しい編成日程であることに留意し、予算要求書類の提出期限を厳守する等、計画的、効率的な編成作業に全庁で取り組むものとする。

## (1) 予算の重点化の徹底

「第二次上田市総合計画・後期まちづくり計画」に掲げる将来像を具体化するための施策展開を念頭に、令和4年度**実施計画掲載事業**については、その実施に向け財源の優先的な配分を行うとともに、まちづくり計画において、各分野を横断的に連携させ、特に重点的に取り組む5つの視点を「**重点プロジェクト**」(市民協働推進、人口減少・少子化対策、健幸づくり、子育て支援、最先端技術活用)として設定されていることを踏まえることとする。

また、人口減少・高齢化への対応、気候変動、感染症などの様々な課題を克服するため、「上田市スマートシティ化推進計画」に基づき、行政サービスをはじめ、暮らしを支える様々な分野で**デジタル化**を推進し、アフターコロナを見据えた取組を推進する。

これらのことから市政の重要課題として次に掲げる**6つの分野**を「**重点分野**」として設

定し、この6つの分野に、「感染症対策」、「デジタル化」、「人口減少・少子化」の3つの視点を加え、令和4年度は、これらを具体化する事業に重点的な財源配分を行うものとする。

## 【 重点 6 分野 】

### ウィズコロナ・アフターコロナ時代を見据えた社会の基盤づくり

- **市民が主役のまちづくり、地方創生・個性ある地域づくりの推進**  
(地域内分権、交流・定住・シティプロモーション推進、歴史的・文化的遺産の活用など)
- **自然環境保全と循環型社会形成及び地球温暖化防止対策**  
(環境保全活動、資源循環型施設建設に向けた取組、再生可能エネルギーの利活用など)
- **安全・安心に暮らせるまちづくりの整備**  
(インフラの更新・長寿命化、公共交通の活性化、防災・減災対策など)
- **産業振興と地域経済の活性化**  
(中小企業対策、雇用対策、起業支援、就業支援、新産業創出、6次産業化、観光振興など)
- **健幸が実感できる上田の実現に向けた健康・福祉の増進**  
(感染症対策、地域医療の充実、健康づくり事業、高齢者の生きがいづくり・社会参加など)
- **子ども・子育て・教育支援、未来を担う人づくり**  
(子育て・教育環境の整備、学園都市づくり、結婚支援など)

## (2) 行財政改革の更なる推進と将来を見据えた持続可能な財政運営の推進

令和2年度に策定された「第四次上田市行財政改革大綱」に基づき、行財政改革に資する取組を推進する。

### ① 将来負担の軽減に向けた取組(公債費の縮減)

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率は、令和2年度決算において各指標とも早期健全化基準を下回り、健全財政を維持している。しかしながら、市庁舎改修・改築事業などの大型事業の起債発行に伴い、起債残高が増加したため、起債事業はこれまで以上に事業内容・事業費の精査を徹底して行うとともに、特定財源の確保、基金の活用等により可能な限り新規発行額を抑制し、将来の公債費負担の縮減に努めるものとする。

起債充当率が高い合併特例債については、発行期限が令和7年度までとされているが、既に合併特例債の残額の使途が固定化している状況にあり、改めて精査を行う中で令和4年度実施計画に登載の事業について、必要な予算計上を行う予定である。

令和4年度以降の普通建設事業の実施に当たっては、合併特例債から通常の事業債への切り替えを進めていく。このことから、起債事業の充当残に充てる一般財源の確保が課題となるため、将来の事業実施を見据えた財源確保に努めること。

## ② 公共施設マネジメント基本方針に沿った施設の更新、維持管理

公共施設の適正管理の更なる推進に向け、全庁体制で取組を進める必要がある。「上田市公共施設マネジメント基本方針」に基づく計画的かつ適切な施設の維持管理に努めること。

また、施設の目的や意義を踏まえ、機を逸することなく、統廃合の検討を進めるとともに、維持管理経費の縮減に努めること。

なお、類型単位で策定した個別施設計画を踏まえ、令和3年度中に、現在の公共施設等総合管理計画(上田市公共施設白書・上田市公共施設マネジメント基本方針)の見直しを行うこととしているため、個別施設計画に未掲載の事業の更新・改修は原則として要求を認めない。

## ③ 歳入の確保

国・県・外郭団体などの補助制度を積極的に活用し、可能な限り特定財源の確保に努めること。公共施設の利用については、受益者負担の原則に基づき応分の負担がなされているか再確認を行うとともに、ふるさと寄附制度や企業版ふるさと寄附制度等の積極的な活用、クラウドファンディングなどの活用を検討し、歳入確保に努め一般財源の圧縮を図られたい。

## ④ 経常的経費の抑制と既存事業の削減

令和3年度から普通交付税の算定において、合併算定替による特例加算が終了し、一本算定となった。行政サービスをこれまでと同じやり方で維持することは困難であり、限られた財源のなかで必要な施策を推進していくために、各分野の課題や実施事業の状況を最も把握し、理解している部局自らが、真に必要な事業かどうかを生活者視点に立って検討し、既存事業の再確認を行うこと。

また、社会経済情勢の大きな変化を見据え、これまで以上に選択と集中を徹底すること。

(ア) 令和4年度は、シーリング方式により、経常的経費(一次経費)を削減し、政策的経費に充当できる一般財源を確保することを基本とし、令和3年度一次経費予算額(令和4年度から一次経費扱いとする予算を含む)2%をカットした額を予算要求上限として定める。

ただし、燃料費、光熱水費、賄材料費、飼料費、医薬材料費は対象から除く。

また、各部局の主管課において、上限額内の予算要求となるよう、各所属課内及び部局内の調整を必ず行うこと。

(イ) 既存事業の見直しやスクラップ&ビルドに当たっては、まずは全ての事業の今日的意義や役割、手法の適正性や民間等への移管可能性について再考し、ブラッシュアップを図るため、次に示す視点により、各課1件以上の事業の中止(廃止)又は改善を行い、事務事業見直しシートを提出すること。

#### 【見直し・廃止の視点】

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| ・事業の有効性(費用負担の妥当性)   | ・手法・体制の見直し      |
| ・事務の集約化             | ・仕様の見直し         |
| ・社会情勢の変化、目的の達成      | ・執行残額との比較       |
| ・歳入(受益者負担)の確保       | ・民営化・委託化、民官協働   |
| ・データやICTの活用による業務効率化 | ・感染リスクの有無(3密回避) |

なお、既存事業の廃止や見直しにより捻出された財源については、優先的に配分するなど、削減努力を最大限考慮する。

※実施計画で財源の見通しがついていない新規の単独事業については、優先順位の低い既存事業の中止、見直しにより、その財源分を確保し要求すること。既存事業の中止(スクラップ)等が見込めない新規の要求は、原則として認めないこととする。

(ウ) 令和3年度予算編成方針で示した「地域間の独自制度の統廃合」や「各種団体への補助金見直し」については、検討した結果を踏まえ、予算要求を行うこと。なお、調整が困難で見直しに至らない事案については、実施に向け引き続き検討し、調整を図ること。

(エ) 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化については、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、現行システムの更新時期等を踏まえ、国の動向に注視しつつ、統一・標準化に向けた検討・準備を進めていくこと。

### ⑤ 市有財産等の有効活用の促進と行政サービスの「見える化」の推進

(ア) 用途廃止された未利用財産(土地・建物)については、固定資産台帳の活用により総量の把握に努め、民間事業者とも連携し、処分、利活用を促進すること。

(イ) 「統一的な基準による地方公会計」における財務書類等を踏まえ、住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示に努め、創意工夫による伝達方法及び伝達手段の研究検討を進めること。

## 4 その他

### (1) 市長査定時の部局別プレゼンテーション

各部局の令和4年度予算編成に当たっての基本的な考え方や取組の概要について、例年どおり部長によるプレゼンテーションを予定している。詳細は、後日通知する。

## (2) ゼロ予算事業の推進

限られた一般財源の中で最大の成果が挙げられるよう、職員の創意工夫と新しい発想による「ゼロ予算事業」に積極的に取り組むこととされたい。

例) SNSを活用した情報発信、市民との協働による事業、企業との連携事業 等

## (3) 今後の日程等について

### 要求書の提出期限

- ① 一次経費(経常的経費):10月20日(水)
- ② 二次経費(政策的経費):11月1日(月)
- ③ 三次経費(義務的経費):11月9日(火)

## (4) その他の留意点

令和5年10月1日から導入が予定されている消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)においては、消費税の仕入税額控除のために適格請求書(インボイス)の保存が必要となる。

地方公共団体や地方独立行政法人、土地開発公社その他地方公共団体が出資等を行っている法人(以下、「地方独立行政法人等」という。)が売り手となり、商品の販売やサービスの提供の取引を行う場合も、買い手である事業者が仕入税額控除を受けるためには、地方公共団体や地方独立行政法人等が適格請求書発行事業者の登録を受け、インボイスを交付する必要があるため、民間事業者間の取引に限らず、地方公共団体等においても、事業者の立場として、インボイス制度への対応が必要となる。

具体的には、水道事業や病院事業などを担う公営企業に限らず、庁舎等の使用料・テナント料、有料駐車場の駐車料金、公立美術館等の入場料、広報誌等の広告掲載料などを扱う一般会計等でも、事業者の立場からインボイス制度への対応が必要となることから、請求書を発行するためのシステムや機器の改修等の対応が必要とされているため、情報収集に努め、制度の開始までに行うべき準備を進めていくこと。